

Title	歴史の考證に對する科學的批判の態度
Sub Title	
Author	三上, 義夫(Mikami, Yoshio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1933
Jtitle	史学 Vol.12, No.1 (1933. 4) ,p.143- 147
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19330400-0143

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

歴史の考證に對する科學的批判の態度

三 上 義 夫

本誌第十一卷第三號に長澤規矩也氏の書かれた「史料の扱ひ方について」と云ふ一文を讀んで、私は全く驚かされた。其文中には

和算研究費補助を啓明會に出願した當時、祖父

から三上氏に相談したのも、實は或る理由を私が祖父に提供したのに基くのである。

と記るされて居るが、昭和二年に長澤龜之助翁が其相談の爲めに私を訪はれた時の談話には、啓明會云々の事は少しも話されずして、書肆西野氏の未亡人が出資して呉れる事になつて居るが、其金額は人件費として月々某々の額を出して貰つたら何うであらうか、但し研究の結果は西野からは出

さず他で發表する事にしたいと云ふやうな事であつた。書肆西野氏と啓明會との相違は如何なる理由に基づくであらうか、私は今深き疑惑に打たれ

る。

規矩也氏が祖父龜之助翁の和算研究計劃に參與して居られたや否やは、固より私の知らない所であるが、氏自ら語られるからには、事實であらう。而も翁からは其事を告げられた事もないし、又想像だにも及び得る所でなかつた。和算若くは和算史に興味を有せらるゝやをも知らないのである。

然るにも拘らず、私への相談には規矩也氏が祖父へ或る理由を提供したからだと云へば、其理由と

は果して如何なるものであつたらうか。其事を聞いて、私は唯、呆然たるのみである。翁の眞意は果して那邊にあつたか。

龜之助翁が前から和算に興味を有せられた事は私も能く之を知る。多少は和算書を集められた事も亦之を知る。併し多少の興味を有する人は幾らもあるし、此だけの事實が、果して和算史研究に堪能なりや否やを判断すべき料とはならぬ。私は其意味を述べたのであつて、それしきの事實を否定しやうと云ふのではない。一般の歴史に就いても、多少之を知り、多少は歴史の書物を讀んで居るものは世にも乏しくないが、誰か此等の人々を指して歴史家なりと云ふものがあらう。私自ら研究を發表せざる事を條件としてまで、他人の事業に參加するからには、充分に其價値を確信し得る事を必要とするのであるが、私は其價値を認むべき根據を得なかつた事を悲しむのである。私に他意はない。誤解なき事を望む。

静嘉堂文庫での談話云々の件は、其時の長澤氏の談話は極めて簡単なものであつたが、云々の事を私に知らせようとしたのだと、今の文に見えて居る。併し其簡単な談話に依つて斯の如き意味を人に傳へる事は全く不可能であつて、私も亦全く了解し得ないのであつた。知らせたい希望があらば、知り得るやうに告げる事が、凡ての場合に必要である。而し私の業績に對し、私の研究態度に對し、評論にもせよ、訓戒にもせよ、之を恵まるゝならば、私は必ず感謝を以て之を御受けする。

併し今、長澤氏が述べられて居る事は、事實にも該當しないし、又其眞意をも擗む事も出來ないのを遺憾とする。事實の穿鑿もしないで、不確實なる事のみ並べ、一方的史料を傳へると稱する如き、不誠實なる態度を放棄して、懇切に評論を加へて戴きたいのが、私の切なる希望である。

私は岡本氏の和算書目録の編纂を讃美し得なかつた。私の之に對する評言は、單に科學的價値批

判の如何に基づくのであつて、他に如何なる理由もない。私自身の能力、態度若くは成績が何うあらうとも、それで左右されるものではない事を確信する。長澤氏が之を混同せんとする態度に、私は敬服する事が出来ぬ。長澤氏の其態度は断じて科學的の批判でない。今や幸に岡本氏編纂の目録は刊行されて居るから、試みに如何なる分類が試みられて居るかを一瞥されるが宜い。其價值如何は直ちに判別されよう。書名の變更されたものや著者名及年紀の適不適などは實地に當つて検せざれば、容易に識別し難いけれども、分類だけは一見直ちに判断し難くない。私の批評の適否を示めさるゝ事もあらば仕合せである。所謂學者と所謂目錄學者とは見方が違ふの違はぬのなど云ふ事情は更に認めらるべくもあらず、私は公平無私に判断する事を望むのみである。

長澤氏が私の眞意を了解せず、又了解しやうともせずして、妄りに見當違ひの希望を寄せらるゝ

事は、私は其眞意が那邊にあるかを了解し得ない事である。

私は帝國學士院に於て和算書の蒐集に鞅掌したが未だ整理に着手し得るまでにはなつて居らなかつた。着手しなかつたのが悪いと言はれるならば、私は甘んじて其評言を受ける。併し整理に當つた私は云はれては、全く事實に反するのであり、事実を知らざるものゝ妄言に過ぎない事を、茲に明言する。

更に私が極めて不思議でならないのは、

併せて圖書館側では、書物の内容ばかり讀んだり、ひねくつたり、甚しきは書物を館外に持出しても、所謂學者と所謂目錄學者とは見方が違ふの違はぬのなど云ふ事情にして整理の方は忽にする學者は之を要求しないものであるといふことを圖書館員として御兩人に述べたに過ぎぬ。

とあるが、其時長澤氏は全く此種の事を言はれた事はないのであり、全く局外の人である森銑三氏が、たとひ長澤氏の胸臆中には潛んでゐたとして

も、言語に表はしもしない事を了解されやう筈もあるまいと思はれるものに、長澤氏はどうして此れほどの事を語られるのであらうか。全く怪訝に堪へない。

且つ茲に言はれて居る事は、何人かさう云ふ舉動のあつた人があり、それは宜しくない事であつたと言はれるのであらうか、それとも單なる理想を言はれるのであらうか、其れは何れにも取られるが、併し極めて誤解を招き易い書き方である。

若し萬が一にも私が嘗てさう云ふ罪惡を犯した事があつて、其れを詰問されると云ふ意味であるな

らば、全く的なきに矢を放つものたるに過ぎぬ。

私は嘗て研究員として帝國學士院の嘱託を受けたけれども、未だ嘗て文庫員としての任に就いた事はないのである。蒐集も亦研究の爲めに之を試みた。試みに學士院から諸方へ發送された依頼狀を見るが宣い。編纂材料の調査の爲めとあつて、單

に蒐集して置くだけだとは書いてない。研究用に

書物を讀むのは當然ではないか。蒐集上にも研究を必要とする。別して書物を館外に持出して云々と云ふが如きは、何の事であらうか。私の居つた當時には、川北、岡本、長澤諸氏へも書物を御貸した事もあるし、私自身借りて歸つた事もあるが、禁を冒して持出した事はない。私が去つて後にも、岡本氏も長澤氏も借りて居るし、私も亦借覽したが、何時も相當の手續きを経たのであつて、何等非難を受ける理由はないのである。長澤氏が若し私を意味して言はれるものならば、人を誣ゆるも亦甚だしい。

此種の事から見ても、長澤氏が事情を精しく知らないことは極めて明らかである。私と岡本氏との關係に就いても、長澤翁は委細の事情を了解されて居たに拘らず、規矩也氏の言ふところは之に該當せぬので、私は同氏が事情を知らないものと解するのである。

祖母の言云々と云ふのも、規矩也氏の言ふ如き

意味の談話ではなかつたのであるから、此れも亦辨じて置く。私が此種の談話を基礎として判断を下だす事を、規矩也氏は、非難されるけれども、如何にも氏は若干の事は聞いて居るであらう。而も聞かなかつたものが残つて居るならば、知るべき由もないのであるから、其邊は必ず考慮の中に入れなければならぬ。

私は關流免狀に關して岡本翁の談話を引證した。前にも言ふ如く、翁の存生中から之を記るしめたのであり、私以外にも聞いて居る人が今も幾人かある。且つ他の事情からも其談が眞實と思はれる事は、私が前に論じた通りである。私は之を史

料として適切に使用したと信ずる。然るに規矩也氏は私の論旨を評論批判する事をもせずして、故人の談を史料にするのが云々とのみ言ふのは、甚だ當を失するものであり、科學的批評的の態度ではない。

長澤氏は泥仕合と云ひ、私の論旨が中心を外れて來たやうだなど言はれるけれども、私は唯、虚言を敢てするかの如く説かれたに對して解嘲の辭を作ると共に、免狀の由來に關する論旨を防衛するに努めたのみである。私は特に同君の反省を需める。